

2022年度版

# 子どもたちの 未来へつなぐヒント集

～切れ目のない支援を目指して～



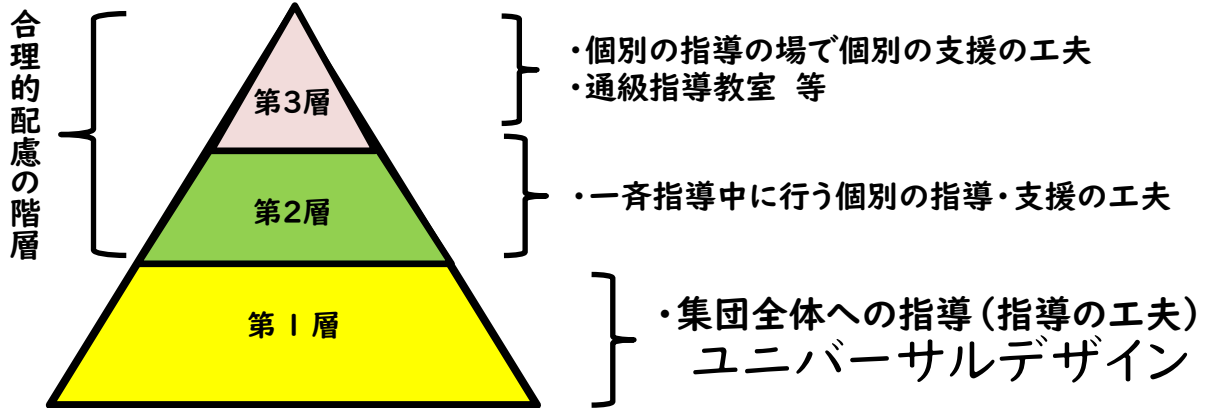
※ 本資料は、ユニバーサルデザインの  
フォントを使用しています

福島県教育庁  
県北教育事務所

# すべての子どものよさや可能性を最大限に引き出すために ～ユニバーサルデザインの視点から～



通常の学級にも学びや学校生活に困難さを感じながら過ごしている子どもたちがいます。どうすればよいのでしょうか？



すべての子どもにとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点で学級全体を支援し、見通しをもって安心して学び、生活できる環境づくりを行います。その上で、特別な支援が必要な子どもに個別の支援を行います。これらを学校全体で共有し、取り組むことが重要です。



高めよう！ 自己有用感！ 自己肯定感！

## 学級全体を支援するユニバーサルデザイン



「すべての子どもにとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点で学級全体を支援」って大変そう、どうしたらいいのですか？

ユニバーサルデザイン化のコツの3本柱、先生きっとやっているよ。キーワードをあげてみましょう。



## 学習環境を整えましょう！（教室のルールを整えましょう）

- 1 ルールのある空間でみんなが快適に生活するための環境づくり
- 2 暗黙のルールなど、目に見えないものが見えるように

決まりやルールを「見える化(可視化)」し、自治的で、子どもたちが安心して過ごすことができる教室環境づくりが大切ね。



- 基準が明確で分かりやすい学級ルールをつくる。
- 黒板や黒板周りにはその授業に関係するもののみ掲示する。
- 板書を構造化する。(チョークの色使いの統一、学習の流れを示すなど)
- 刺激になるものをカーテンや布で覆う。
- 予定を変更する場合は必ず予告する。(変更となった活動はいつ行うのかも伝える)

ユニバーサルデザイン化のコツ





## 分かりやすく伝えましょう！（授業のユニバーサルデザイン化）

- 1 視覚化＝学習内容や考え方・資料等を図解や画像などの視覚情報として示す
- 2 焦点化＝学習目標や内容を絞り込んで授業展開の構造をシンプルに
- 3 共有化＝話し合い活動などで学ぶ内容を互いに共有して確実な定着

「わかった・できた」を目指す授業デザイン。ふくしまの「授業スタンダード」にもあるいつもの授業ですね。



「構造化された板書」「思考過程の可視化」も「授業スタンダード」にあったね。分かりやすい発問や指示も大切なことと聞いたわ。見通しがもてると安心して活動できるしね。

- 「大事なことを一度だけ言います。」など、子どもの注意を引きつけてから話す。
- 指示は短く、具体的に伝える。
- 重要なことは、板書する。
- 絵や図、文字などを用いて指示内容や順序を可視化し、見通しがもてるようにする。
- 教師の視線、しぐさ、声の大きさやトーンを変化させるなど、子どもへの伝わりやすさを考える。

ユニバーサルデザイン化のコツ



## 称賛し、認めましょう！（人的環境を整えましょう）

- 1 多様性を認めるかわかり
- 2 子どもたちの誤答をいかに価値付けるか、間違いに共感できるか
- 3 子ども「いいところ」が発揮されやすい環境づくり

クラスに柔らかい、温かい雰囲気をつくって「分からない、できない」に素直になれる環境づくりが大切です。



私が子ども一人一人の良さに気付き、「認めてるよ」「分かっているよ」という姿を見せ、認め合う学級づくりが大切ですね。「誤答の価値付け」も「授業スタンダード」にありました。

- 得意なこと、興味・関心があることに注目する。
- よさや得意なことを生かし、人の役に立った、人に喜んでもらえた等の経験ができるようにする。
- 頑張りを認め、あたりまえのことを自然に行っている子どもへの称賛を忘れない。
- 子どもや行動に応じた効果的なほめ方を探す。  
※ 他人への迷惑行為などには、毅然とした態度で接することが大切です。

ユニバーサルデザイン化のコツ



いつものかわりや授業に「ユニバーサルデザイン化のコツ」をちょっと意識して取り組むことで、今まで以上に子どもたちが見通しをもって、安心して学び、生活できるようになります。学級全体への支援と個別の支援をバランスよく行い、すべての子どものよさや可能性を引き出し、自己有用感、自己肯定感を育てていきましょう！



# 学びの困難さに応じた指導の工夫！

## ～ 困難さに対する個別の支援 ～

- Aさんは、授業中に集中が途切れる。
  - 座席の位置を工夫する。（廊下側や窓側は避ける、支援しやすい前列や見本になる友達の近くにするなど）
  - 活動の終わりを具体的に示す。（何分、どこまでなど）

- Bさんは、整理整頓が苦手で、授業準備や課題への取組が遅れる。
  - 何をどこに置くのかを具体的に決めて写真で示す。
  - ケースにしまう、ファイルに綴じるまでを活動にして、学級全体で取り組む。

- Cさんは、板書を書き取るのに時間がかかる。
  - ワークシートを活用して書く内容を精選する。
  - 書き取る時間を保障する。
  - 特別支援教育支援員等がホワイトボードなどに書き写し、それを見ながら書き取る。
  - タブレット等で撮影する。



学びにくさに応じた工夫にはどんなものがあるのでしょうか？詳しく知りたいのですが、何か参考になるものはありますか？

小・中学校学習指導要領解説各教科編には、「10の視点」で困難さを見取り、それに応じた指導内容や指導方法の工夫が示されています。



### ◇ 困難さ【10の視点】

- |                   |               |                |
|-------------------|---------------|----------------|
| ① 見えにくさ           | ② 聞こえにくさ      | ③ 道具の操作の困難さ    |
| ④ 移動上の制約          | ⑤ 健康面や安全面での制約 | ⑥ 発音のしにくさ      |
| ⑦ 心理的な不安定         | ⑧ 人間関係形成の困難さ  | ⑨ 読み書きや計算等の困難さ |
| ⑩ 注意の集中を持続することが苦手 |               |                |

※この視点以外にも、様々な困難さが考えられることにも留意が必要です。

## 教科の配慮例（国語）

教科書がうまく読めないよ。



Dさんは、一行とばして読んでしまうことが多いわ。どんな「困難さ」があるのだろう？


【10の視点】からすると、①・⑨・⑩かな？

**【小学校 国語の配慮例】**

**1 文章を目で追いながら音読することが困難な場合**

；【10の視点\*1】から予想される困難さ  
；(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手  
<そのための指導の工夫の意図、手立て>

自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。





Dさんは行を追って読むことが難しいのかな。工夫の意図・手立てに書いてあるように、教科書を拡大コピーして、読む行に定規を当てて読むようにさせてみよう！



文字が大きくて、見やすいな！定規を当てているからどこを読めばいいか分かりやすくなった！

## 教科の配慮例(体育)



勝敗がかかると、いつもモヤモヤ、イライラしちゃう。

### 【小学校 体育の配慮例】

#### 1 複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合

【10の視点<sup>1)</sup>】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ \*ボディイメージの把握の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助しながら行ったりするなどの配慮をする。



#### 2 勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。



Eさんは、勝つまでやりたいと言うことが多いわ。どんな「困難さ」があるのだろう？

【10の視点】からすると、⑦・⑧かな？



Eさんは、どのように行動したらいいのか分からないのかも。工夫の意図・手立てに書いてあるように、勝ったとき、負けたときの表現方法をみんなで確認して、見通しがもちやすい簡易ゲームでよい行動の成功体験をさせてみよう！



みんなと同じようにやってみたら、先生にも、友達にも褒められて、気持ちよくゲームに参加できた。



10の視点で子どもを見ることは参考になりますね。だけど、障がいや程度で対応は一律ではないので、子ども一人一人の実態から考えることが大切なのですね。



学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行わないで、指導や手立てを工夫していくことが大切ですね。

特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」には、学習指導要領各教科解説編に対応した具体的な実践事例が、教科ごとに示されています。



障がいのある児童生徒などへの配慮  
～学習指導要領編～

困難さに対する個別の支援内容については、「学習指導要領解説 自立活動編」などを参考に検討した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に盛り込みます。

担当する先生方で共有、活用し、進級、進学時には適切に引継ぐようにしましょう。「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の計画の様式や作り方は、特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」を参考にしてください。



(1) 個別の教育支援計画とは  
～なぜ、作成・活用するのか～



(2) 個別の教育支援計画の活用  
～いつ活用するのか？  
どうやって活用するのか？～



(1) 個別の指導計画とは  
～なぜ、作成するのか、  
どう作成するのか～

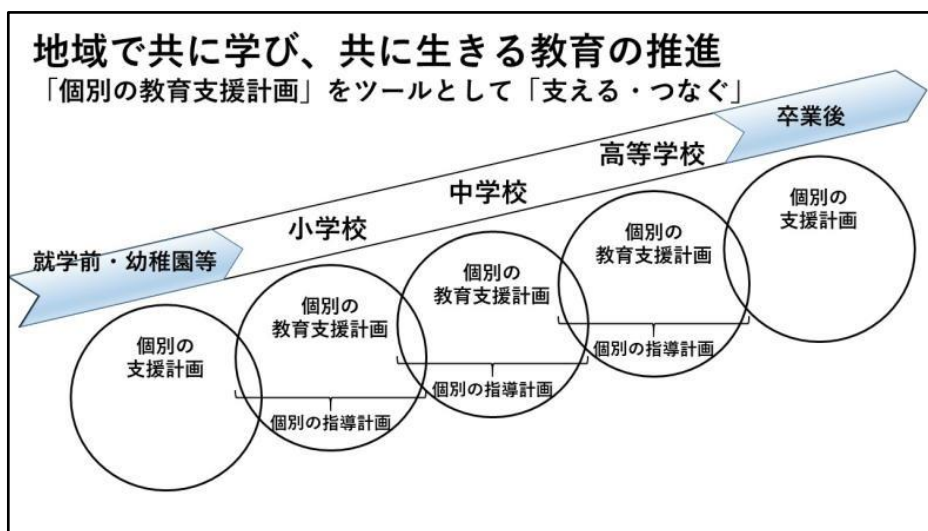


(2) 個別の指導計画の活用  
～いつ、活用するのか？  
目的にあった計画の活用へ～

# 支える・つなぐ「個別の教育支援計画」

## 「個別の教育支援計画」とは

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」といいます。



「個別の教育支援計画」は、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、長期的な視点で幼児から学校卒業後までの一貫した支援を行うために学校等が中心となって作成するものです。



## 「個別の教育支援計画の活用」に当たっては

- ① 就学前に作成された個別の支援計画を引継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、
  - ② 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、
  - ③ 就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。
- その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要です。

引継だけでなく、教員間の共通理解やケース会議など日常的に活用することが大切です。



## 「個別の教育支援計画」の活用例

- 学校間引継（就学前「個別の支援計画」・相談支援ファイル⇒小学校）
- 進級時引継（担任⇒担任）
- 校内生徒指導委員会・職員会議
- 合理的配慮申請の根拠資料として（受験時）
- 専門家との情報共有（SC、医師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等）
- 関係機関との連携（療育機関、放課後等デイサービスなどの事業所、学童クラブ等）



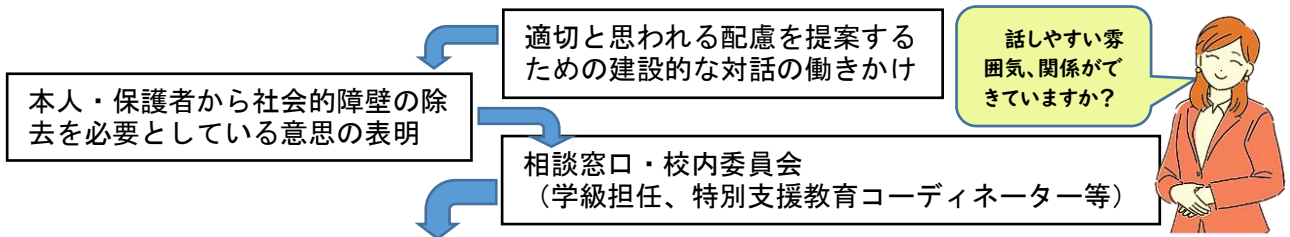
### 作成プロセス例

- アンケート・面談
- 家庭訪問・教育相談
- 校内委員会での検討
- 本人・保護者との合意形成**
- 校内での共通理解
- 関係機関との情報共有
- 年度途中の見直し
- 年度末の見直し・引継

子どもたちを支え、学校や関係機関等とつなぐツールとして本人や保護者と相談し、合意形成を図りながら作成することが大切です。 「個別の教育支援計画」を保護者も持つておくことで（原本またはコピー等）、関係機関の利用等で活用でき、本人への切れ目のない支援が実現できます。



# 各学校における合理的配慮の提供プロセス(例)



## 本人・保護者及び学校との協働的な取組

### 調整

- 丁寧な実態把握 (困難な状態・支援目的の確認など)
- 合理的 (必要かつ適当な変更・調整) かどうか
- 負担過重になっていないかどうか
  - \* 場合によっては、基礎的環境整備として市町村教育委員会や外部機関等に相談することも考えられます。
- 合理的配慮の検討 (代替案の検討を含む)
  - 一方の主張で決定されるものではなく、調整事項に従って、今、できる合理的配慮について建設的、協働的に考えていくことが大切です。

「こんな方法を考えてみました!」などの一緒に考えていく姿勢が重要です。

## 本人・保護者との合意形成

**決定**  「個別の教育支援計画」等への明記 (作成)

切れ目のない支援の提供のために作成します。ケース会議などでも活用できます。

**提供**  合理的配慮の提供

**評価**  定期的な評価

**見直し**  柔軟な見直し

なぜ、合意形成が必要なのですか?

- 今、必要な合理的配慮の話し合いをすることにより、本人・保護者が自分の特性や、自分にとって必要な支援についての理解が深まります。
- 進級、進学、就職等で状況が変わっても、自ら合理的配慮について伝えることができるようになります。
- ライフステージに応じた支援を切れ目なく受け取ることができるようになります。

### 合意形成の方法例

「どのような場面で?」

- 家庭訪問
- 教育相談週間 (全校児童生徒対象)
- 随時教育相談 (担任・生徒)
- 三者相談 (担任・生徒・保護者)
- 来校時の会話

「どのような方法で?」

- 連絡ノートを活用
- 保健健康調査の活用
- 「個別の教育支援計画」の活用
- 電話連絡
- 情報共有シートの活用

転校・進学等で異なる環境になれば、基礎的環境整備が異なるので合理的配慮の提供内容も変わります。

本人や保護者と関わる全ての機会が合意形成のチャンス!

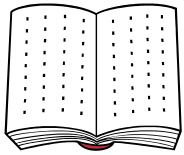
### 本人・保護者との合意形成 ここが大切!

- 合理的配慮の内容や本人・保護者の状況に応じて、適切なタイミングで対話を重ねましょう!
- 小学校の段階から本人が理解できる言葉や方法で伝えたり、思いを確認したりすることが、中学校、高等学校での提供の充実につながります!
- 学びやすさや必要性を感じられたかなど、本人の様子から効果をつねていきましょう!
- 定期的に話し合いながら、合理的配慮の提供内容を見直していきましょう!

本人・保護者の思いや考えを把握し、寄り添いながら丁寧な対話の積み重ねが大切です!

※ 福島県特別支援教育センター発行「コーディネートハンドブック[2020年版]」、「合理的配慮の提供のために、やってみよう!ケース会議」を確認ください。

# 自立活動の指導のための「個別の指導計画」



- 自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。(特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より)



自立活動は「個々の幼児児童生徒の実態に応じて」目標を立て、指導していくものです。

自立活動の指導にあたっては、「個別の指導計画」を作成することが重要になります。

「個別の指導計画」の作成にあたって、まずは、実態把握が大切になります。この実態把握に基づいて指導目標を設定し、具体的な指導方法を考えていきます。



## ○実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

例：集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導

### 1 個々の実態を的確に把握する

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がしたいことを優先してしまう場合が多い。</li> <li>・教科学習の理解はよく、習得も速いが、出し抜けに答えたり、友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い。</li> <li>・昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友達の目の前に突き付けて驚かせる。</li> <li>・遊びやゲームなどを面白くする工夫やルールを提案することが得意だが、唐突にルールを変えようとする傾向がある。</li> </ul>					
② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・前向きで活動的であるが、最近少しできない自分を責めるような発言が見られる。	・他者のために役に立ちたい、他者と関わりたいという気持ちは強い。	・聞くより見る方が理解しやすい。	・人や物にぶつかる、道具を使用することが苦手など、意識的に身体操作することに困難がある。	・相手の立場を意識することが難しく、自分の興味・関心を優先してしまふ。

まずは、子どもの実態について思いつくことを記入していきます。

得た情報を自立活動の内容の6つの区分で整理します。整理に悩む場合はコーディネートハンドブックP198-P199を参考にしてください。

<p>収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者は、衝動的な言動により、高い理解力を生かし切ることができないことや、友達との距離が離れてしまうことを心配している。(心、人)</li> <li>・叱責や失敗体験が成功体験を上回ると、学習や生活に対する意欲や自信が低下することが考えられる。(心、人)</li> <li>・本人の特性に応じた配慮が続けられれば、中学校に行っても本来持っている力を発揮することができるだろう。(人、環)</li> </ul>
--

期間を区切り、例えば、卒業までにどのような力をどこまで育むとよいかを想定しながら整理します。

### 2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理

<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた状況であれば、相手の表情や口調等から適切な判断ができることが多く、取組を認められるとさらに熱心に取組む様子が見られる。これらのことから衝動的な言動をコントロールできたときにすぐに褒めることにより、徐々に自分の言動をコントロールできるようになることが期待できる。</li> <li>・視覚的な情報からルールを守ることの大切さを知る。さらにルールを守ったり、衝動的な言動を減らしたりすることで楽しい活動ができる経験を多く積ませる。自分の身体をコントロールすることで気持ちを安定させる方法を学ぶなどして、衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。</li> </ul>
---

課題同士の関連を考えることで課題となる行動背景、原因が予測できます。それが障がいによる困難さであり、改善・克服できる課題であれば、指導すべき課題となります。

実態把握



目標設定

3 今、指導すべき目標として

・通級による指導の場において、成功体験を実感することのできる学習環境の中で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる。

指導すべき課題から、本人の実態及び自立活動の指導場面によって、今、指導すべき目標を決定していきます。

4 指導目標を達成させるための必要な項目選定（6区分27項目）

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作 (4) 身体の移動能力 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

自立活動の内容の6区分27項目のどの項目が関連しているかチェックしていきます。チェックがつかない項目もあります。

具体的な指導方法

指導内容	・小集団において、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	・学校の中で起こる様々な場面をビデオや絵で見て、その場面を、登場人物の気持ちを考えながら演じたり、ビデオ撮影等で自分の言動を客観的に見たりしながら、適切な行動を、その理由と共に話し合う中で理解する。	・気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようにする。
場面指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
評価			

指導内容との関連を図り、線でつなぎます。

指導内容が、一つ、二つの場合もあります。記入欄が不足する場合は追加してください。

授業時間を設定して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても自立活動と密接な関連を図る必要があります。

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より一部抜粋  
特別支援教育センター発行コーディネートハンドブック〔2020年版〕より一部抜粋



「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」では、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例や事例が示してあります。



さらに、特別支援教育センター発行「コーディネートハンドブック〔2020年版〕」に記入例等が詳しく掲載されています。特別支援教育センターホームページからもダウンロードできます。

# 「交流及び共同学習」に取り組む際に



特別支援学級と通常の学級での「交流及び共同学習」が、うまくいかないのですが…

特別支援教育センターのコーディネートハンドブックに【交流及び共同学習連携シート】の活用について提案していますよ。



通常の学級で学習する時の特別支援学級の児童生徒の実態や学習上の困難さが分かるようになっていそうですね。児童生徒の目標や手立て、かかわり方を共有することが大切なのですね。

## 【交流及び共同学習連携シート】例

令和〇〇年度 小学4年生										
交流予定について (○交流できる △一部交流できる ・今後交流を進めていきたい)										
氏名 / 交流教科等	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	体育	道徳	総合	特活
福島太郎		○		○	△	○	○	△	○	△
交流及び共同学習における本人の目標										
◎身近な教師や友達に自分の思いを伝えながら、一緒に活動したり、自分でできることを増やしたりすることで、集団の中でも自分の力を発揮することができる。										
☆児童生徒の実態と配慮事項について (社会、理科、音楽、体育、学活の例)										
教科等	○学習における実態 ●予想される困難さ ◎配慮や支援									
社会	○歴史については、とても興味を示し、意欲的に学習に取り組むことができる。 ●指示を受けて資料集などから必要な部分を探すことに時間がかかる。 ◎今見るべき場所を、個別に指さしもしくは隣の席の友達から教えてもらうとできる。									
理科	○実験にとても興味があり、意欲的に学習に取り組む。 ●実験が楽しすぎて、説明をよく聞かなかったり、理解できない時がある。 ◎どんな実験をするか、もう一度、本人と確認すると確実に取り組むことができる。									
音楽	○歌を歌うことが好きで、習った歌やアニメなどの歌やフレーズを口ずさむ。 ●鍵盤ハーモニカは、不器用なために、一斉指導のペースでは難しい時がある。 ◎鍵盤ハーモニカについては、確実な学習の定着を図るために、状況に応じて〇〇学級で個別に指導し、確実な定着と本人の“できる”気持ちを育む。発表等の時に交流する。									
体育	○体を動かすことは好きで活動が分かれば楽しく活動することができる。 ●今までやったことがない活動に対しては取り組もうとしないことがある。 ◎新しい活動の場合は、事前に教えてもらうことで、〇〇学級で練習や見通しがもてるように指導する。									
特活	○お楽しみ会や行事関係は一緒に活動することを楽しみにしている。 ●気持ちが盛り上がりすぎて、約束やルールを破ることがある。 ◎自立活動の時間で、対人関係やルール等を守りながら楽しく活動できるように指導している。									



シート1枚になっていると分かりやすいね。僕も(通常学級担任)も見通しを持って、安心して授業の中で配慮や支援をすることができるようになりますよ。

支援員・介助員さんとの連携についても書いてあると、さらに安心できますね。



「交流及び共同学習」に取り組む際に

## 【交流及び共同学習の目的・意義】

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

※ 交流及び共同学習ガイド(2019年3月改訂) 文部科学省

「交流及び共同学習」とは、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。教科のねらいが明確なことも大切なことです。



# 「教育支援資料」から「教育支援の手引き」へ

トップ > 教育 > 特別支援教育 > 特別支援教育について > 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

## ● 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

### 手引本編

- 第1・2編 (PDF:2.3MB)
- 第3編 (PDF:6.3MB)

### 別冊

- 【別冊】小学校等における医療的ケア実施支援資料 (PDF:821KB)

### 参考資料

新着情報等最近

- 1. 特別支援教育改正
- 2. 特別支援教育
- 3. 特別支援教育指図書編纂
- 4. 障害に配慮し
- 5. 発達障害にこ

新しい時代の特別支援教育に関する方向性が改めて示されました。

障害のある子供の就学相談や就学先の検討等の支援について、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）がありましたが、障害のある子供の就学先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいことから、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）と名称が改定されました。

この新たな手引では、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

## 「障害のある子供の教育支援の手引」の掲載内容

### 第1編「障害のある子供の教育支援の基本的な考え方」

### 第2編「就学に関する事前の相談・支援、就学決定、就学先変更のモデルプロセス

#### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

#### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動

#### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

#### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

#### 第5章 適切な支援を行うに当たって期待されるネットワーク構築

#### 第6章 就学に関わる関係者に求められるもの～相談担当者の心構えと求められる専門性～

教育的ニーズの把握から始めましょう。



### 第3編「障害の状態等に応じた教育的対応」

- I 視覚障害 II 聴覚障害 III 知的障害 IV 肢体不自由 V 病弱・身体虚弱
- IV 言語障害 VII 自閉症 VIII 情緒障害 IX 学習障害 X 注意欠陥多動性障害

障害のある子供の教育支援の手引  
～子供たち一人一人の教育的ニーズを  
踏まえた学びの充実に向けて～



# 小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための コーディネートハンドブック について



## 福島県 特別支援教育センター

〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1  
TEL 024-952-6497 FAX 024-952-6599  
教育相談専用TEL 024-951-5598



～「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します～

教材・支援機器ポータル

コーディネートハンドブック

学習指導要領チェック(学びの  
履歴シート)

実践研究通信

コーディネートハンドブック  
(2020年版)



コーディネートハンドブック  
メニューバーを  
クリック!

このコーディネートハンドブックは、小学校・中学校・高等学校に関係する皆さん向けの、インクルーシブ教育を推進するために必要な情報を提供するハンドブックです。

各学校の実情に向き合い、「読みやすい」「実施しやすい」をコンセプトに作成しました。タイトルをワンクリックするだけで、必要な情報が手に入り、すぐに活用できるアイデア☆も満載です。



さらに、今後も法令等の改正に伴い、常に最新の内容に改訂を行っていく進行形のハンドブックとして掲載していきます。

目次内容に従い、準備が整いしだい順次ページをアップしていく予定です。ご期待ください。

## 掲載情報



法令・制度等  
必要な情報を  
選んで入手!!



校内の理解啓発  
授業に生かせる情報も満載!

## 表記について

福島県では、「第2次福島県障がい者計画」において、障がいの「害」という漢字の表記について、「障がい」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないものなど以外、極力「障がい」という表記を用いています。

なお、法令や報告等の引用は実線で囲み、原文通りの表記で記載しています。

# コーディネートハンドブックの活用にあたって

## 知りたいこと！の検索



# 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築及び障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現寄与するため、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、情報収集・発信、理解啓発活動等を一体的に取り組んでいます。

合理的配慮の実践

## 1 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

インクルーシブ教育システムデータベースは、文部科学省のモデル事業において取り組まれた「合理的配慮」の実践事例について掲載するため、平成26年度に開設したデータベースです。  
 <R3. 12. 27現在>

- ・実践事例データベースⅠ 512件公開
- ・実践事例データベースⅡ 78件公開



## 2 特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）

特別支援教育教材ポータルサイトは、大学、高等専門学校、教育委員会、民間団体等との連携により、障がいの状態や特性等に応じた教材、支援機器等の活用事例などを集約・管理し、様々な利用者等への情報共有、提供を行うため、平成26年度に開設したWebサイトです。



### 3 NISE 学びラボ



- ・ 障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信をしています。
- ・ パソコンやタブレット端末、スマートフォン等で使用できます。
- ・ 1つのコンテンツは、おおよそ15分から30分程度の講義です。
- ・ 配信されるコンテンツは、随時更新されています。
- ・ 利用には利用者登録が必要です。

No.	研修プログラム	コンテンツ名
1	00. 全コンテンツ	NISE学びラボに登録された全コンテンツを視聴できます
2		共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
3	01. インクルーシブ教育システムについて学ぶ	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方
4		インクルーシブ教育システムの構築
5		合理的配慮と基礎的環境整備
6		共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
7		インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方
8	02. 特別支援教育コーディネーターになったら	多様な学びの場(2)小学校・中学校等
9		特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心
10		「個別の指導計画」の作成と活用
11		インクルーシブ教育システムの構築
12		インクルーシブ教育システムの構築
13		多様な学びの場(2)小学校・中学校等
14	03. 特別支援学級(知的障害)の担任になったら	知的障害の理解と教育的対応の基本
15		知的障害教育における教育課程の編成
16		各教科等における指導の工夫
17		知的障害教育における自立活動の指導
18		知的障害教育における領域・教科を合わせた指導
19		インクルーシブ教育システムの構築
20	04. 特別支援学級(知的障害)の指導者になったら	多様な学びの場(2)小学校・中学校等
21		特別支援教育の理解

※研修プログラムの一部抜粋

### 4 発達障害教育推進センター



#### <指導・支援>

- ・ 子どものつまずきを「学習面」「行動面」「社会性」の側面からQ&Aで説明しています。
- ・ 発達障がい等の特性を踏まえ、子どもを理解して指導・支援する方法を紹介しています。

#### <研修講義>

- ・ 発達障がいのある子どもの教育的支援に必要な基礎的な内容について、研修等で活用できる講義動画が配信されています。
- ・ 研修講義を活用して想定される校内研修のモデルと、実際の研修講義の活用事例について紹介しています。

## 特別な支援を必要とする子どもに関する進学時の引継について（例）

本例は、ある中学校区で行われている引継の実践、関係法令、文献等を基に作成しました。

### 1 引継のねらい

- (1) 中学校進学に際し、本人・保護者の理解と承諾の得られた特別な支援を必要とする児童について、小学校から中学校に必要な情報を引継ぐことにより、切れ目のない学びと支援を提供できるようにする。
- (2) 本人、保護者の中学校における生活に対しての不安等を丁寧に聞き取り、必要に応じて学校見学や中学校での教育相談を実施し、見通しをもち、安心して中学校進学を迎えられるようにする。

### 2 引継に関する留意点

- (1) 小学校及び中学校の校長は相互に連携を図り、特別な支援を必要とする児童に関する引継を確実、丁寧に行えるよう年間計画に位置付ける。
- (2) 校長の指示の下、小学校及び中学校の特別支援教育コーディネーター（C o）を中心に準備し、実施する。
- (3) 特別支援学級及び通級による指導教室に在籍する児童に関しては、本人、保護者の理解と承諾の下、引継を行う。引継には、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等を活用するよう努める。
- (4) 通常の学級に在籍する児童で、特別な支援を必要とする児童に関しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の有無に関わらず、本人、保護者の理解と承諾の下、引継を行う。
- (5) スクールカウンセラー（S C）を適宜活用する。
- (6) 引継に際して、保護者の同席などについても、臨機に対応する。

### 3 引継日程及び役割等について・・・別紙(次項)

#### <関係法令・通知等>

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について  
(平成 30 年 8 月 27 日付け 30 文科第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について  
(平成 30 年 5 月 24 日付け 30 文科初第 357 号・障発 0524 第 2 号文部科学省初等中等教育課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

#### <引用・参考文献等>

- ※ 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編
- ※ 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編
- ※ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン  
(平成 29 年 3 月 文部科学省)



引継日程及び役割等について

月・日程	○小学校が行うこと	■中学校が行うこと
1学期初 夏季休業 2学期初	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・承諾・評価・見直し</li> <li>○日程、内容等の打合わせ</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>6年生ケース会議</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日程、内容等の打合わせ</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>Co・SC等の参加</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を基に行う</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>進学に向けての教育相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別懇談週間、普段の懇談等を活用</li> <li>○本人・保護者の不安等の確認</li> <li>○中学校参観・中学校での教育相談希望確認</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>本人・保護者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童の実態を把握する</li> <li>■中学校での情報共有</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>小学校での授業参観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■授業を参観しての児童の見取り</li> <li>■小学校との情報共有</li> <li>■Co・SC等による</li> <li>■中学校での情報共有</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>学校見学 教育相談</b></p>
3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○場合によっては担任等同行</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>6年生ケース会議</b></p>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・見直し</li> <li>※合理的配慮の確認を確実にを行う</li> <li>○引継ぎ資料の作成</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>担任・Co 参加</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>引継会</b></p>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等による引継</li> <li>○中学校からの依頼を受け、ケース会議等に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※新しい学びの場で提供可能な合理的配慮の再検討・引継</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>校内での情報共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ケース会議等に参加を依頼するなど、必要に応じて小学校と連携</li> </ul>

# 見え方で心配なことはありませんか？

見えにくさのある子どもには、次のような様子が見られることがあります。

- 本を読んだり字を書いたりするとき、極端に目を近付けて見る
- 顔を傾けたり斜めにしたりして見る
- 人と向かい合うときに視線が合わない
- 不慣れな場所で、物にぶつかったり段差でつまずいたりする
- 明るいところで極端にまぶしがる
- 暗がりで行動がゆっくりになる

生まれてからずっと見えにくい状態が続いていると、自分自身で見えにくさに気付くことができません。そのため本人から見えにくさを訴えることはなく、周りも本人の見えにくさに気付かないことがあります。



見えにくさがある場合、環境を整えたり便利な補助具を活用したりすることで学習のしやすさが向上します。

例えば・・・

- 教材を工夫する ⇒ 文字の大きさやフォントを適切なものに変える
- 教室環境を整える ⇒ 見え方の特性に合わせて照度を調整する
- 指導法を工夫する ⇒ 指示語を使わず具体的な言葉で伝える 等

見えにくさのあるお子さんは一人一人見え方が違います。そこで、まずはお子さんの見え方を把握し、見え方に合わせた配慮を考えることが大切です。また、見えにくさからくる困難さを子どもが自ら解決していけるよう、学年や発達段階に応じて必要な知識・技能を身に付けられるよう指導していくことも大切です。

【気になることがありましたら お気軽にご相談ください】

## 地域支援センター 目の相談室 のびのび

教育相談専用 Tel 080-7347-3908 mail shien-gr@fcs.ed.jp  
(県立視覚支援学校内 福島市森合町6番34号 Tel.024-534-2574)

- <対象> 県内全域の0歳から成人までの見えにくさのある方、関係者、教員等
- <内容> 電話相談 来校相談 乳幼児教室「のびのび教室」  
学校等への訪問相談 オンライン相談  
教員、関係者の方を対象とした研修支援  
出前授業（視覚障がい疑似体験、ユニバーサルデザイン等）

# きこえで心配なことはありませんか？

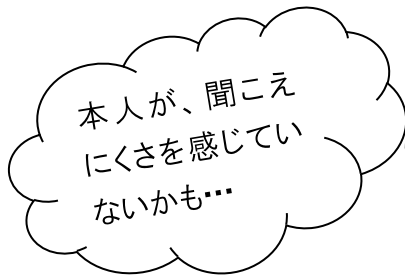
問題ないと思われていても、実は困っているかもしれません。

聞こえにくさのある子どもには、次のような様子が見られることがあります。

- ・ 周りの音がたくさんあって、会話や話し合いについていけない。
- ・ 聞き逃しや聞き間違いから、難しい学習内容についていけない。
- ・ 友達の様子を手掛かりに行動していて、教師の指示を理解していない。



さらにこんなことも…



## 聞き取りやすくする工夫・学びやすくする工夫があります！



注目を引き付けて、  
静かになったら、  
目を見て話す！

難しい言葉は…  
繰り返す。  
板書する。

前から2列目  
窓よりの席

きこえ方は一人一人違います。きこえ方に合わせた配慮を考えることが大切です。

0歳からのきこえやことばの相談・支援を行っています。

地域支援センター

**みみらんど ふくしま**



きこえやことばで気になることがある方、お気軽にご連絡ください。  
TEL・FAX 024-531-5013 (福島県立聴覚支援学校福島校内)

- <支援内容>
- 電話相談
  - 来校相談
  - 乳幼児教室「みみっこらんど」
  - 学校等への訪問相談
  - 教員、関係者を対象とした研修支援
  - 出前授業(難聴疑似体験、補聴器体験等)

# 特別支援教育に関する相談・研修支援要請について

県北教育事務所

「切れ目のない支援体制整備事業」  
をご活用ください！



【まず電話でご相談ください】

県北教育事務所 024-521-2818  
学校教育課指導主事 特別支援教育担当 今野 義光



特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援・研修支援を行います

学校等からの相談内容やニーズに応じて、その専門性を有した県北域内の県立特別支援学校の教員を派遣します。

視覚支援学校【視覚障がい】、聴覚支援学校福島校【聴覚障がい】、大笹生支援学校【知的障がい】、須賀川支援学校医大校【病弱・身体虚弱】、だて支援学校【知的障がい】が、県北教育事務所や特別支援教育センターと連携しながら支援します。肢体不自由については、郡山支援学校からの派遣も可能です。

<こんなことができます！>

- 発達や学習・行動面で気になる幼児児童生徒のつまずきの背景・要因に応じた支援、障がいや病気により配慮が必要な幼児児童生徒の対応に関する助言（ケース会議による支援策や合理的配慮の検討、入院している児童生徒の学習保障や退院後の配慮についての相談等）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用支援
- 特別支援学級・通級指導教室の授業づくり等に関する助言（授業の構想、教材教具、教育課程に関する支援、障がいのある幼児児童生徒の学びの場や進路についての情報提供等）
- 特別支援教育に関する教員の研修（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等）

電話後、申込み手続きから支援実施までの流れは？

## 市町村立幼稚園・小・中学校の場合

県北教育事務所のホームページからも依頼様式をダウンロードすることができます。

- ① 市町村教育委員会に、書面で申込みます。
- ② 市町村教育委員会より県北教育事務所へ依頼が届きます。
- ③ 教育事務所より当該特別支援学校に教員の派遣を要請します。
- ④ 当該特別支援学校から依頼主の学校等に連絡し、日程調整等を行います。
- ⑤ 特別支援学校教員が当該学校等を訪問し、支援を行います。



## 高等学校、保育所、私立幼稚園・保育所・学校の場合

- ① 県北教育事務所に、書面で申込みます。
- \* ③～⑤までの流れは、市町村立学校等と同じです。

要請内容によっては、県北教育事務所指導主事が相談や指導助言を行います

対応困難な事例、他機関との連携等の相談に応じます。また、授業研究会や校（園）内研修等での指導助言、「個別の教育支援計画・指導計画」の作成・活用や教育課程の編成等に関する指導助言を行います。

電話後、書面での派遣申請をお願いします。